

○道路法第37条に基づく占用制限の指定区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	管理している事務所
一般国道	45号	陸前高田市高田町字木場112番2から同市気仙町字中堰294番まで	三陸国道事務所
一般国道	45号	宮古市磯鶏石崎1番2から同市藤原3丁目23番24まで	三陸国道事務所
一般国道	45号	下閉伊郡田野畑村沼袋51番7から同郡普代村第11地割字柏木平5番9まで	三陸国道事務所
一般国道	45号	陸前高田市気仙町字田の浜26番3から同市気仙町字的場10番9まで	三陸国道事務所
一般国道	45号	釜石市片岸町第1地割100番から同市片岸町第9地割146番1まで	三陸国道事務所
一般国道	6号	いわき市四倉町字6丁目28番5から同市四倉町6丁目160番1まで	磐城国道事務所
一般国道	49号	いわき市三和町上三坂字古事又178番7から同市三和町上三坂字古事又175番10まで	磐城国道事務所

○制限の対象とする占用制限

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

○占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。